

株 主 各 位

山口県下松市生野屋南三丁目3番40号
株式会社TRUCK-ONE
代表取締役社長 小川 雄也

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山 別館2階 コットンローズ
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第27期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件 |

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

(議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」の26頁から36頁までに記載のとおりであります。)

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.truck-one.com>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済環境としては、内需の足取りは依然として鈍く、政府の経済政策や金融緩和政策継続による円安基調もたらす外需の持ち直しにより緩やかな回復が続いておりますが、米国新政権の政策運営、英国のEU離脱に伴う欧州の政治情勢の不安定化、中国経済の成長鈍化シナリオが崩れ中国ショックを惹起する懸念等、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。当社グループの主力事業である商用車関連事業は、高年式車輛の販売が前期に引続いて好調に推移しております。運送関連事業につきましては、子会社である株式会社T.L.Gと丸進運油株式会社为主要な事業として行っており、売上高は横這いであるものの、損益面は対前期比改善しております。その結果、当連結会計年度の業績としては、売上高3,803,661千円(前期比4.1%増)、営業利益39,847千円(前期比23.0%減)、経常利益48,285千円(前期比14.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益32,279千円(前期比2.0%減)となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

①商用車関連事業

総体的に車両の販売は堅調に推移しており、商用車関連事業の売上高は2,995,972千円(前期比7.1%増)、セグメント利益は17,605千円(前期比27.6%減)となりました。

②運送関連事業

運送貨物・石油製品輸送要員の受注は堅調に推移したことにより、運送関連事業の売上高は807,689千円(前期比5.8%減)、セグメント利益は22,781千円(前期比53.9%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が今後取り組む対処すべき課題は、以下のとおりであります。

今後のわが国経済の見通しにつきましては、経済政策による国内需要の押し上げ効果を見込めるものの企業成長率の伸び悩みなどから企業の投資は盛り上がりを欠く外、将来不安の高まりもあり、消費回復の足取りの鈍い状況が窺えます。当社グループが属する中古商用車市場は企業による設備投資に対する慎重な姿勢の影響が今後も予測されます。また、運送市場においても産油国経済の動向も不透明であり、原油価格の変動による影響から、先行きについては楽観視できない状況であります。このような状況の中にあつて、当社グループは営業基盤の強化を図り、財務体質の改善をさらに進め、一層の経費節減に努めて経営の健全化に取り組む所存であります。また、当社グループでは品質及び安全性の確保を最優先事項として取り組んでおり、当社営業マンによる確かな目利きによる車両査定判定の提供・保有している商品車両及びレンタル車両のメンテナンスの充実による品質保持に努め、その他に、レンタル事業においても当社拠点網を通じて一層の業容拡大を目指します。さらに子会社が行っている運送関連事業とのシナジー効果を高めていくことで、これからも顧客満足度の高いサービスを提供してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は商用車関連事業59,597千円、運送関連事業91,889千円、総額は151,486千円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はございません。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (平成25年度)	第 25 期 (平成26年度)	第 26 期 (平成27年度)	第27期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売 上 高(千円)	—	—	—	3,803,661
経 常 利 益(千円)	—	—	—	48,285
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	—	32,279
1株当たり当期純利益	—	—	—	13円34銭
総 資 産(千円)	—	—	—	2,902,106
純 資 産(千円)	—	—	—	593,010

(注) 第27期から連結計算書類を作成しているため、第26期以前の業績等については記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (平成25年度)	第 25 期 (平成26年度)	第 26 期 (平成27年度)	第27期 (当期) (平成28年度)
売 上 高(千円)	3,579,729	3,039,511	2,860,546	3,126,936
経 常 利 益(千円)	20,753	10,807	36,122	30,093
当 期 純 利 益(千円)	91,906	9,189	21,154	22,380
1株当たり当期純利益	37円80銭	3円78銭	8円71銭	9円25銭
総 資 産(千円)	2,276,493	2,298,282	2,394,290	2,635,206
純 資 産(千円)	523,828	525,404	532,644	535,226

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T.L.G	29,500 ^{千円}	100.0 %	運送関連事業
丸進運油株式会社	10,000 ^{千円}	100.0 %	運送関連事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社2社及び関連会社1社で構成され、商用車関連事業と運送関連事業を展開しております。

①商用車関連事業

商用車関連事業として、事業用車両を全国のディーラーや業者・ユーザーに販売いたしております。当社の提供いたします車両は自社工場で点検・整備を行い、またお客様の希望に合わせた仕様に変更することもできるのが特徴であります。主な商品といたしましては、トラック、ダンプ、特殊車両(コンクリートミキサー車、冷凍車、タンク車、車載車、高所作業車等)、バスであります。

レンタルは、冷凍車に特化した営業を行っております。冷凍車は、冷凍はもちろんのこと、冷蔵・保温も温度設定で対応でき、広い用途で利用されております。また、自社開発しました冷蔵冷凍コンテナのレンタルも行っており、より幅広い分野においてサービスを提供しております。

自動車整備は、あらゆる車両に対応することのできる自社工場を生かし、販売車両のアフターフォローの他、一般のお客様に対しても、点検・整備・修理等のサービスを提供しております。

②運送関連事業

子会社である株式会社T.L.Gと丸進運油株式会社において、運送関連事業を行っております。株式会社T.L.Gでは化学製品を中心とした一般貨物輸送、丸進運油株式会社では燃料を中心に輸送を請け負っております。

(12) 事業所

① 当社の事業所

本 社	山口県下松市生野屋南3-3-40
東 北 支 店	宮城県仙台市宮城野区中野4-9-12
東 京 支 店	東京都港区港南2-11-1-4F
関 東 車 輛 セ ン タ ー	東京都江東区有明4丁目 A23
名 古 屋 支 店	愛知県津島市金柳町字観音堂32
岡 山 支 店	岡山県岡山市南区妹尾4167-1
山 口 支 店	山口県下松市生野屋南3-3-40
福 岡 支 店	福岡県糟屋郡新宮町上府781-2
福岡支店沖縄出張所	沖縄県宜野湾市真志喜2-1-2-203

② 子会社の事業所

株 式 会 社 T.L.G

周 南 営 業 所	山口県下松市生野屋南3-3-5
山 口 営 業 所	山口県山口市大内矢田北6-2-27
丸進運油株式会社	
本 社	広島県広島市南区月見町1993-9
水 島 営 業 所	岡山県倉敷市南畝3-9-7
周 南 営 業 所	山口県下松市生野屋南3-5-18

(13) 使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
70名	—

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株) 広 島 銀 行	350,000
(株) 伊 予 銀 行	300,000
(株) 西 京 銀 行	250,000
(株) 山 口 銀 行	200,000

(注) 平成28年12月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,208,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,552,000株
- (3) 株主数 262名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 川 雄 也	466,100株	19.4%
小 川 真 也	371,800株	15.5%
ル コ ン テ 小 川 珠 里	358,500株	14.9%
高 谷 正 一	217,600株	9.1%
小 川 サ ト ノ	200,000株	8.3%
桜 井 誠	96,400株	4.0%
柳 宏 司	84,400株	3.5%
末 松 國 彦	65,300株	2.7%
株 式 会 社 西 京 銀 行	56,800株	2.4%
野 上 祐 典	55,200株	2.3%

(注) 持株比率は自己株式（153,100株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 川 雄 也	
常 務 取 締 役	福 谷 良 昭	管理本部長
常 務 取 締 役	中 山 雅 彦	営業本部長 西日本統括部長
取 締 役	小 川 サトノ	
取 締 役	桜 井 誠	企画営業室長
取 締 役	小 川 真 也	営業副本部長 東日本統括部長 東京支店長
常 勤 監 査 役	内 田 建 和	
監 査 役	廣 瀬 隆 明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長 (株)ナフコ社外取締役 日創プロニティ(株)社外監査役 (株)ブラッツ社外監査役 (株)フォーシーズホールディングス社外監査役

- (注) 1. 廣瀬隆明氏は、社外監査役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	
定款または株主総会決議に基づく報酬	名 6	千円 65,170	名 2	千円 4,800	名 8	千円 69,970	(注)

(注) 平成15年6月27日の株主総会決議による取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）の報酬限度額（旧商法第269条第1項第1号の報酬）は月額29,000千円であり、また、監査役の報酬限度額（旧商法第279条第1項の報酬）は月額1,000千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役廣瀬隆明氏は、北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役、株式会社ナフコの社外取締役、日創プロニティ株式会社、株式会社プラッツ及び株式会社フォーシーズホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社は、各社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	廣 瀬 隆 明	当期において開催された取締役会12回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④報酬等の総額

	支給人員	報酬等の額
報酬等の総額	1名	1,800千円

(注) 期末現在の社外役員は、監査役1名であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ACアーネスト監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類
監査の状況

該当する事項はございません。

(7) 会計監査人の辞任または解任

該当する事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念に基づく「経営方針」により取締役及び使用人の法令、定款、その他の社内規定及び社会規範等を遵守した行動規準を定める。内部監査を定期的実施し、取締役及び各業務部門の職務執行としての企業活動が法令、定款、その他の社内規定等に適合することを確保する体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関しては、法令及び「文書管理規定」等関連する社内規定に従い、文書または電磁的媒体に記録し適切に保存して管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役及び各部門担当取締役は「組織規定」「職務権限規定」「インサイダー取引防止規定」「株式取扱規定」「内部情報管理規定」「経理規定」「購買管理規定」「生産管理規定」「販売管理規定」「内部監査規定」等に基づき部門ごとのリスクを体系的に管理する。

全社的なリスクを総括的に管理する部署を管理部門とし、各業務部門は関連規定に基づいて担当する業務に係るリスクを管理する。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規定に定めている付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。

また、業務の適正な運営と効率化を図るために取締役会の下に取締役及び執行役員等により構成する経営会議を設置して、職務執行に係る迅速かつ的確な経営判断を行う体制とする。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で設置する。なお、指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況及び内部体制に関する報告を行う。

監査役は、取締役会及びその他の重要な意思決定会議に出席するとともに、稟議書等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役及び各取締役との意見交換を定期的に行うとともに、当社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席する。

また、会計監査を行っている監査法人から随時報告を受ける場を設けるとともに、監査に関する情報交換を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、その運用状況を、代表取締役より指名を受けた内部監査人（1名）が、監査役及び監査法人と連携を図りながら計画的に実施し、社内の各業務が、経営方針や社内規程・会計処理に準拠して効率的に行われているか、法令遵守しているかといった観点から統制管理を実施しております。

リスク管理につきましては、管理部門が顧問弁護士と連携して、違法行為等の不正行為の防止を図っております。また、重要事項については取締役会及び経営会議に報告・審議され、リスクコントロールを図っております。

監査役は、社内各部門の業務執行状況について定期的に業務監査を行っており、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、経営監視の機能を果たしております。また、内部監査人及び監査法人と連携を図りながら、効率的かつ実効的な監査に努めております。

7. 剰余金の配当の方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化及び業容の更なる拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会を、それぞれの配当決定機関としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり5円（うち中間配当2円50銭）としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開の備えとして投入していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,996,110	流 動 負 債	2,191,607
現金及び預金	249,867	支払手形及び買掛金	744,014
受取手形及び売掛金	248,136	短期借入金	1,260,000
商品及び製品	1,453,647	1年内返済予定の長期借入金	45,788
原材料及び貯蔵品	3,163	リース債務	20,837
繰延税金資産	3,792	未払金	92,762
その他	38,276	未払法人税等	3,047
貸倒引当金	△773	賞与引当金	999
固 定 資 産	905,996	その他	24,158
有形固定資産	750,243	固 定 負 債	117,488
賃貸用資産	85,213	長期借入金	13,567
建物及び構築物	85,189	リース債務	62,020
機械装置及び運搬具	163,572	長期未払金	6,631
土地	410,973	繰延税金負債	600
その他	5,293	退職給付に係る負債	34,670
無形固定資産	4,837	負 債 合 計	2,309,096
その他	4,837	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	150,915	株 主 資 本	593,161
投資有価証券	94,204	資 本 金	97,725
長期前払費用	89	資 本 剰 余 金	44,955
破産更生債権等	1,189	利 益 剰 余 金	464,961
繰延税金資産	8,129	自 己 株 式	△14,481
敷金及び保証金	22,641	その他の包括利益累計額	△150
その他	25,676	その他有価証券評価差額金	△150
貸倒引当金	△1,014	純 資 産 合 計	593,010
資 産 合 計	2,902,106	負 債 純 資 産 合 計	2,902,106

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,803,661
売 上 原 価		3,307,715
売 上 総 利 益		495,945
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		456,097
営 業 利 益		39,847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	65	
受 取 配 当 金	771	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,771	
受 取 保 険 金	7,411	
保 険 解 約 返 戻 金	661	
鉄 板 売 却 益	498	
そ の 他	8,049	20,229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,870	
そ の 他	3,921	11,791
経 常 利 益		48,285
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		48,285
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,712	
法 人 税 等 調 整 額	3,294	16,006
当 期 純 利 益		32,279
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		32,279

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	97,725	44,955	444,850	△8,906	578,625
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△12,132		△12,132
親会社株主に帰属する当期純利益			32,279		32,279
自 己 株 式 の 取 得				△5,575	△5,575
そ の 他			△35		△35
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	20,110	△5,575	14,535
当 期 末 残 高	97,725	44,955	464,961	△14,481	593,161

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,319	3,319	581,945
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△12,132
親会社株主に帰属する当期純利益			32,279
自 己 株 式 の 取 得			△5,575
そ の 他			△35
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△3,470	△3,470	△3,470
当 期 変 動 額 合 計	△3,470	△3,470	11,065
当 期 末 残 高	△150	△150	593,010

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,808,249	流動負債	2,082,212
現金及び預金	165,607	買掛金	702,362
売掛金	150,043	短期借入金	1,250,000
商 品	1,454,272	1年内返済予定の長期借入金	43,548
原材料及び貯蔵品	732	リース債務	4,233
前払費用	9,214	未払金	71,363
繰延税金資産	3,199	未払法人税等	838
その他	25,262	前受金	4,740
貸倒引当金	△83	その他の	5,125
固定資産	826,957	固定負債	17,768
有形固定資産	610,947	長期借入金	13,567
賃貸用資産	168,138	リース債務	3,600
建物	71,865	繰延税金負債	600
構築物	11,404	負債合計	2,099,980
機械及び装置	8,088	純資産の部	
車両運搬具	8,553	株主資本	535,611
工具、器具及び備品	4,110	資本金	97,725
土地	338,787	資本剰余金	44,955
無形固定資産	4,827	資本準備金	42,125
電話加入権	883	その他資本剰余金	2,830
ソフトウェア	3,944	利益剰余金	407,412
投資その他の資産	211,181	利益準備金	1,300
投資有価証券	16,380	その他利益剰余金	406,112
関係会社株式	190,000	特別償却準備金	3,063
出資金	20	別途積立金	85,373
破産更生債権等	1,189	繰越利益剰余金	317,676
長期前払費用	89	自己株式	△14,481
敷金及び保証金	20,761	評価・換算差額等	△385
その他	13,255	その他有価証券評価差額金	△385
貸倒引当金	△1,014	純資産合計	535,226
投資損失引当金	△29,500	負債純資産合計	2,635,206
資産合計	2,635,206		

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,126,936
売 上 原 価		2,744,925
売 上 総 利 益		382,010
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		372,683
営 業 利 益		9,327
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	12,451	
受 取 手 数 料	7,200	
受 取 保 険 金	661	
保 険 解 約 返 戻 金	1,095	
そ の 他	9,125	30,594
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,600	
そ の 他	3,227	9,828
経 常 利 益		30,093
税 引 前 当 期 純 利 益		30,093
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,913	
法 人 税 等 調 整 額	△200	7,712
当 期 純 利 益		22,380

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	97,725	42,125	2,830	44,955
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
税率変更による積立金の調整額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	97,725	42,125	2,830	44,955

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		特別償却準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,300	4,556	85,373	305,934	397,164
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△12,132	△12,132
特別償却準備金の取崩		△1,518		1,518	—
税率変更による積立金の調整額		25		△25	—
当 期 純 利 益				22,380	22,380
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,493	—	11,741	10,248
当 期 末 残 高	1,300	3,063	85,373	317,676	407,412

	株主資本		評価・換算差額等合計		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△8,906	530,938	1,705	1,705	532,644
当期変動額					
剰余金の配当		△12,132			△12,132
特別償却準備金の取崩		—			—
税率変更による積立金の調整額		—			—
当期純利益		22,380			22,380
自己株式の取得	△5,575	△5,575			△5,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,090	△2,090	△2,090
当期変動額合計	△5,575	4,672	△2,090	△2,090	2,582
当期末残高	△14,481	535,611	△385	△385	535,226

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

株式会社TRUCK-ONE

取締役会 御中

ACアーネスト監査法人

代表社員 公認会計士 七川 雅仁 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 井上 健太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TRUCK-ONEの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TRUCK-ONE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

株式会社TRUCK-ONE

取締役会 御中

ACアーネスト監査法人

代表社員 公認会計士 七川 雅仁 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 井上 健太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TRUCK-ONEの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

株式会社TRUCK-ONE

常勤監査役

内田建和 ㊟

監査役(社外監査役)

廣瀬隆明 ㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社TRUCK-ONE

代表取締役社長 小川 雄也

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりとしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭 総額5,997,250円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会における社外取締役の比率を高め、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役に関する規定の削除を行うものであります。

(2) 責任限定契約の締結対象取締役の拡大に関する変更

改正会社法により、新たに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、これらの取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、規定を変更するものであります。

なお、本変更議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

(3) その他全般に関する変更

その他、表現の一部修正および上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 会計監査人 <p>第6条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. (条文省略) <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 <p>第6条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>4. 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条～第22条(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第21条～第22条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して及び各監査等委員である取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員及び監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変 更 案
(報酬等)	
第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除)	
第33条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削 除)
2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新 設)	(監査等委員会の権限)
	第30条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のため必要な権限を行使する。</u>
(新 設)	(監査等委員会の招集)
	第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。</u>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第27期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
小川 雄也 (昭和51年1月4日)	平成8年4月 山口日野自動車㈱入社 平成12年10月 同社 退社 平成12年10月 ㈱オガワ自販（現 ㈱TRUCK-ONE） 入社 平成16年4月 関東車両センター 営業担当 平成20年12月 東日本統括部長就任 平成21年3月 執行役員 東日本統括部長兼東京支店 長就任 平成25年1月 執行役員 西日本統括部長就任 平成25年3月 代表取締役社長就任（現任）	466,100株
福谷 良昭 (昭和26年5月4日)	昭和49年4月 山口相互銀行（現 ㈱西京銀行） 入行 平成18年4月 内部統制対策室長就任 平成20年10月 当社へ出向 管理部長委嘱 平成21年3月 当社入社 取締役及び管理本部長 就任（現任） 平成23年1月 常務取締役就任（現任）	12,500株
中山 雅彦 (昭和33年10月1日)	昭和58年7月 菱重コールドチェーン㈱入社 平成18年4月 中四国ブロック長就任 平成22年4月 関西販売部長就任 平成23年10月 当社入社 営業本部長就任（現任） 平成24年3月 常務取締役就任（現任） 平成28年10月 西日本統括部長就任（現任）	12,000株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
小 川 サトノ (昭和30年1月10日)	昭和48年3月 いちや家具店入社 昭和49年8月 ロッテ商事入社 昭和63年12月 オガワ自販開業 平成2年1月 (有)オガワ自販(現 ㈱TRUCK-ONE) 設立 平成6年12月 ㈱オガワ自販組織変更 取締役就任(現任)	200,000株
桜 井 誠 (昭和42年2月13日)	平成2年4月 住商機電貿易㈱入社 平成15年4月 当社入社 平成16年10月 当社取締役就任 平成20年12月 当社取締役退任 平成23年1月 企画営業室長就任(現任) 平成23年3月 取締役就任(現任)	96,400株
小 川 真 也 (昭和53年12月8日)	平成9年4月 ㈱オガワ自販(現 ㈱TRUCK-ONE) 入社 平成19年2月 岡山支店 営業担当 平成20年12月 西日本統括部長就任 平成21年3月 執行役員 西日本統括部長就任 平成25年1月 執行役員 東日本統括部長兼東京支店 長就任 平成25年3月 取締役 営業副本部長兼東日本統括部 長兼東京支店長就任(現任)	371,800株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
内 田 建 和 (昭和22年1月1日)	昭和44年3月 大阪ヤクルト㈱入社 昭和46年4月 ㈱ヤクルト本社移籍 平成12年4月 ㈱ヤクルト本社 物流統括部長就任 平成15年3月 西日本ヤクルト物流㈱ 常務取締役就任 平成17年3月 西日本ヤクルト物流㈱ 代表取締役就任 平成22年9月 当社顧問就任 平成23年3月 当社監査役就任 (現任)	—
廣 瀬 隆 明 (昭和26年6月15日)	昭和52年11月 監査法人中央会計事務所入所 昭和58年9月 日本合同ファイナンス㈱ (現㈱ジャフコ) 入社 昭和62年2月 太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入社 平成12年5月 同社代表社員就任 平成17年9月 広瀬公認会計士事務所開設 (現任) 平成17年10月 北九州ベンチャーキャピタル㈱ 設立 代表取締役就任 (現任) 平成18年11月 日創プロニティ㈱ 監査役就任 (現任) 平成20年3月 当社監査役就任 (現任) 平成24年6月 ㈱ナフコ 監査役就任 平成25年9月 ㈱ブラッツ 監査役就任 (現任) 平成26年6月 ㈱フォーシーズホールディングス監査 役就任 (現任) 平成28年6月 ㈱ナフコ 取締役就任 (現任)	—
藤 井 宏 紀 (昭和16年2月11日)	昭和39年4月 中滝製薬工業㈱入社 昭和43年11月 司法書士認可 昭和44年11月 土地家屋調査士認可 昭和47年11月 行政書士認可 平成9年5月 山口県司法書士会理事 平成11年1月 徳山簡易裁判所司法委員 平成17年1月 山口地方裁判所鑑定委員 平成17年4月 周南調停協会会長 平成17年5月 山口県司法書士会副会長	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 廣瀬隆明氏及び藤井宏紀氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 廣瀬隆明氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、他社の監査役を歴任しており、当社の監査業務に反映してい

ただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。

- (2) 藤井宏紀氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士、行政書士の業務に携わり法律の専門家として長年の経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
3. 廣瀬隆明氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
藤井宏紀氏の選任が承認された場合には、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成15年6月27日開催の第13期定時株主総会において月額29,000千円以内と決議いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、月額29,000千円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬月額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、月額1,000千円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（内社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山 TEL 0834-32-2611
別館2階 コットンローズ



交通のご案内

J R	J R山陽本線「徳山駅」下車徒歩2分
自動車	山陽自動車道「徳山東IC」から車10分
	山陽自動車道「徳山西IC」から車25分

なお、駐車場の数に限りがございますので、なるべく公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。